

## 設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和6年5月14日 石岡市告示第494号

2. 件名 公用車賃貸借（ふれあいの里石岡ひまわりの館）【債務負担行為】

|   | 質問事項                                                                                                                                   | 回答                                                                     |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 仕様書 6リース条件(13)について、一般修理費とは具体的にどのようなものでしょうか？リース期間内における消耗品費以外の部品の交換が想定されていない商品では入札できないでしょうか？                                             | 一般修理費とは、メーカー保証の範囲となります。（メーカー保証の延長となります。）                               |
| 2 | 仕様書 6リース条件(15)について、7年後車両は返却するものと解釈してよろしいでしょうか？またその際に発生しうる走行距離の超過分費用、外装修理費用に関してはご請求するしかないのですが問題ございませんでしょうか？                             | 契約終了後、返却します。ただし、協議の上、再契約する場合があります。外装修理がある場合は、修理後返却します。走行超過分の支払いはありません。 |
| 3 | 仕様書 6リース条件(16)について、再リースの条件が折り合わない場合は車両をご返却いただけると解釈してよろしいでしょうか？                                                                         | 再契約は、条件が折り合わない場合は、返却します。                                               |
| 4 | 納車期限令和6年6月30日 履行期間7月1日～となっているのですが車両の調達が期日までにできない可能性があります。その場合は納車期限、契約履行期間の猶予はありますか。また、期日が間に合ったとしても6月30日は履行期間前です。契約開始日の7月1日以降納車となりませんか。 | 発注者と受注者で協議します。                                                         |